

平成22年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計当初予算説明資料

1款 農業改良資金貸付事業費

1項 農業改良資金貸付事業費

経営支援課(内線:7260)

1目 業務費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他 (繰越金)	事業収入	
業務費	2,642	2,193	449		2,562	80		
トータルコスト	3,449千円(前年度 3,022千円) [正職員:0.1人]							
主な業務内容	資金管理・保全等							
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

農業改良資金及び就農支援資金の貸付のための資金管理に要する事務費及び資金を取り扱う金融機関の融資事務に対し補助する経費である。

2 主な事業内容

(単位:千円)

区分	内容	予算額
(社)全国農業改良普及支援協会事務委託料	資金管理に係る電算入力、記録データの保管及び資金管理事務関係帳票の作成等	479
鳥取県信用農業協同組合連合会事務委託料	貸付に係る債権の保全及び取り立てに関する事務	119
転貸事務費補助金	資金を取り扱う金融機関(銀行、農協)が行う融資事務及び融資後の経営支援等に対し補助金を交付する。	1,529
事業推進費	その他貸付事業に必要な経費(旅費等)	515
合計		2,642

平成22年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計当初予算説明資料

経営支援課(内線:7260)

2目 貸付事業費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
農業改良資金等貸付事業	235,923	126,320	109,603	84,612	42,306	(繰越金等) 109,005		
トータルコスト	243,184千円(前年度 132,120千円) [正職員:0.9人]							
主な業務内容	制度の推進、申請書の審査・貸付原資の支払い、国との調整等							
工程表の政策目標(指標)	---							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

農業経営の安定と農業生産力の増強のための農業改良資金、及び新たに農業経営を目指す者が就農研修、就農準備を行う場合及び農業経営を開始する場合の経費に対する就農支援資金について、融資機関等に貸付金原資の貸付を行う。

2 主な事業内容

○融資機関等への貸付金原資の貸付

	農業改良資金	就 農 支 援 資 金		
		就農研修資金	就農準備資金	就農施設等資金
資金の概要	認定農業者等に対する、機械・施設等の整備資金及び運転資金	認定就農者及び認定雇用主に対する、農業大学校等での研修経費	認定就農者及び認定雇用主に対する、就農先の調査、住居移転等の経費	認定就農者に対する、農業経営開始時に必要な機械・施設の整備経費及び肥料代等の営農経費
無利子				
貸付原資負担割合	国2/3 県1/3			
貸付先	農協・銀行等	(財)鳥取県農業農村担い手育成機構		農協・銀行等
平成22年度特別会計からの貸付枠	0千円 (22年度より貸付主体を日本政策金融公庫に制度改正予定)	0千円 (担い手育成機構貸付枠 25,220千円)		180,000千円

○国庫貸付金の償還 37,282千円

○県一般会計への繰出 18,641千円

平成22年度 当初予算歳出事項別明細書(農林水産部)

(単位:千円)

款 項 目	農業改良資金助成事業特別会計				
		1款 農業改良資金貸付事業費			
			1項 農業改良資金貸付事業費		
節			1目 業務費	2目 貸付事業費	
1 報 酬					
2 給 料					
3 職員手当等					
4 共 済 費					
5 災害補償費					
6 恩給及び退職年金					
7 賞 金					
8 報 償 費					
9 旅 費	145	145	145	145	
費用弁償					
普通旅費	145	145	145	145	
特別旅費					
10 交 際 費					
11 需用費	125	125	125	125	
12 役 務 費	95	95	95	95	
13 委 託 料	598	598	598	598	
14 使用料及び賃借料	150	150	150	150	
15 工事請負費					
16 原 材 料 費					
17 公有財産購入費					
18 備品購入費					
19 負担金、補助及び交付金	1,529	1,529	1,529	1,529	
20 扶 助 費					
21 貸 付 金	180,000	180,000	180,000		180,000
22 補償、補填及び賠償金					
23 償還金、利子及び割引料	37,282	37,282	37,282		37,282
24 投資及び出資金					
25 積 立 金					
26 寄 付 金					
27 公 課 費					
28 繰 出 金	18,641	18,641	18,641		18,641
予 備 費					
計	238,565	238,565	238,565	2,642	235,923
財 源 内 訳					
国庫支出金	84,612	84,612	84,612		84,612
繰 入 金	44,868	44,868	44,868	2,562	42,306
そ の 他	109,085	109,085	109,085	80	109,005
事 業 収 入					

節 の 明 細

項 目		金額(千円)等
1款 農業改良資金貸付事業費		
1項 農業改良資金貸付事業費		
1目 業務費		
負担金、補助 及び交付金	・就農支援資金転貸事務費補助金	1,529
2目 貸付事業費		
貸付金	・就農施設等資金貸付金	180,000
償還金、利子及 び割引料	・国庫償還金	37,282
繰出金	・一般会計繰出金	18,641

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末現在高 千円	前年度末現在高見込額 千円	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額 千円
			当該年度中起債見込額 千円	当該年度中元金償還見込額 千円	
1 農業改良資金貸付金	0	0	0	0	0
2 就農支援資金貸付金	208,113	203,900	84,612	37,282	251,230
合 計	208,113	203,900	84,612	37,282	251,230

## 議案第9号

## 平成22年度鳥取県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入予算事項別明細書

## 歳入

款	項	目	本年度 千円	前年度 千円	比較 千円	節		説明
						区分	金額 千円	
1繰入金			116	493	△ 377			
	1一般会計繰入金		116	493	△ 377			
		1一般会計から繰入	116	493	△ 377	1一般会計から繰入	116	
2繰越金			58,390	64,504	△ 6,114			
	1繰越金		58,390	64,504	△ 6,114			
		1繰越金	58,390	64,504	△ 6,114	1前年度繰越金	58,390	
3諸収入			13,024	6,632	6,392			
	1貸付金元利収入		11,609	5,495	6,114			
		1林業・木材産業改善資金貸付金元利収入	11,609	5,495	6,114	1林業・木材産業改善資金貸付金元利収入	11,609	
	2県預金利子		1,414	1,136	278			
		1県預金利子	1,414	1,136	278	1県預金利子	1,414	
	3雑入		1	1				
		1雑入	1	1		1雑入	1	
歳入合計			71,530	71,629	△ 99			

平成22年度 鳥取県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計当初予算説明資料

1 款 林業・木材産業改善資金貸付事業費

1 項 林業・木材産業改善資金貸付事業費

森林・林業総室 (内線: 7303)

1 目 業務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
業務費	1,530	1,629	△99			(諸収入) 1,414	116	
トータルコスト	2,337千円 (前年度 2,458千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	補助金及び委託料の支払い							
工程表の政策目標 (指標)	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
林業・木材産業改善資金について、平成16年度以前の貸付に係る資金管理業務を県森林組合連合会に委託する経費及び取扱い金融機関の貸付・償還に係る事務費の補助を行うための経費である。								
2 主な事業内容								
資金管理業務の委託及び補助金の支出								

森林・林業総室 (内線: 7303)

2 目 貸付事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
貸付事業費	70,000	70,000	0			(繰越金等) 70,000		
トータルコスト	76,454千円 (前年度 77,457千円) [正職員: 0.8人]							
主な業務内容	制度説明・周知、計画認定、貸付審査・貸付決定・支払・貸付後の審査、国との調整・計画申請・報告・会計管理、債権回収							
工程表の政策目標 (指標)	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
林業経営及び木材産業経営の改善、林業労働による労働災害の防止及び林業労働に従事する者の確保を目的として、事業者が創意工夫を活かして行う取組みを支援するため、その必要な資金を無利子で貸付けるための経費である。								
<pre> graph TD     A[借受者] -- ①計画書の提出 --&gt; B[各総合事務所]     B -- ②計画の認定 --&gt; A     A -- ③借入申し込み --&gt; C[森林・林業総室]     C -- ④貸付申請 --&gt; D[融資機関]     D -- ⑤貸付決定及び貸付 --&gt; C     C -- ⑥貸付決定及び貸付 --&gt; A     D -- ⑦償還 --&gt; A     A -- ⑧償還 --&gt; D     B &lt;--&gt;  連携  C     </pre>								
2 主な事業内容								
事業者への貸付業務は金融機関が行い、県は貸付原資を金融機関に貸付ける。								

平成22年度 当初予算歳出事項別明細書(農林水産部)

(単位:千円)

節	款項目	林業・木材産業改善資金助成事業特別会計				
		1款 林業・木材産業改善資金貸付事業費				
		1項 林業・木材産業改善資金貸付事業費			1目 業務費	2目 貸付事業費
1	報酬					
2	給料					
3	職員手当等					
4	共済費					
5	災害補償費					
6	恩給及び退職年金					
7	貸金					
8	報償費					
9	旅費					
	費用弁償					
	普通旅費					
	特別旅費					
10	交際費					
11	需用費					
12	役務費					
13	委託料	299	299	299	299	
14	使用料及び賃借料					
15	工事請負費					
16	原材料費					
17	公有財産購入費					
18	備品購入費					
19	負担金、補助及び交付金	1,231	1,231	1,231	1,231	
20	扶助費					
21	貸付金	70,000	70,000	70,000		70,000
22	補償、補填及び賠償金					
23	償還金、利子及び割引料					
24	投資及び出資金					
25	積立金					
26	寄付金					
27	公課費					
28	繰出金					
	計	71,530	71,530	71,530	1,530	70,000
財	国庫支出金					
源	繰入金	116	116	116	116	
内	その他	71,414	71,414	71,414	1,414	70,000
訳	事業収入					



節 の 明 細

項 目		金額(千円)等
1款 林業・木材産業改善資金貸付事業費		
1項 林業・木材産業改善資金貸付事業費		
1目 業務費		
負担金、補助 及び交付金	・林業・木材産業改善資金取扱金融機関 事務費補助金	1, 231
2目 貸付事業費		
貸 付 金	・林業・木材産業改善資金貸付金	70, 000

## 平成22年度鳥取県営林事業特別会計歳入予算事項別明細書

歳入

款	項	目	本年度	前年度	比較	節		説明
						区分	金額	
1 国庫支出金			千円 12,221	千円 4,404	千円 7,817		千円	
	1 国庫補助金		12,221	4,404	7,817			
		1 県営林事業費 国庫補助金	12,221	4,404	7,817	1 県営林事業費国庫補助金	12,221	
2 財産収入			34,179	63,578	△ 29,399			
	1 財産売払収入		34,129	63,502	△ 29,373			
		1 造林収入	630	63,500	△ 62,870	1 造林収入	630	
		2 物品売払収入	33,498	1	33,497	1 物品売払収入	33,498	
		3 不動産売払収入	1	1	0	1 不動産売払収入	1	
	2 財産運用収入		50	76	△ 26			
		1 財産貸付収入	50	76	△ 26	1 財産貸付収入	50	
3 繰入金			164,769	157,822	6,947			
	1 一般会計繰入金		164,769	157,822	6,947			
		1 一般会計から繰入	164,769	157,822	6,947	1 一般会計から繰入	164,769	
4 繰越金			1	1	0			
	1 繰越金		1	1	0			
		1 繰越金	1	1	0	1 前年度繰越金	1	
5 諸収入			1,622	893	729			
	1 雑入		1,622	893	729			
		1 雑入	1,622	893	729	1 雑入	1,622	
歳 入 合 計			212,792	226,698	△ 13,906			

平成22年度鳥取県県営林事業特別会計当初予算説明資料

1款 県営林事業費  
1項 職員費  
1目 職員費

森林・林業総室(内線:7298)  
(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
職員費	43,818	52,982	△9,164			(諸収入) 47	43,771	
トータルコスト	44,625千円(前年度 52,982千円) [正職員:0.1人 非常勤職員:5.0人]							
主な業務内容	県営林事業の執行に係る人件費							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 県営林の適正管理のため、県営林事業に従事する職員5人分及び非常勤職員5人の人件費である。								
2 主な事業内容 (1) 県営林の保育事業、処分事業、管理事業及び日本政策金融公庫からの借入及び償還事務 (2) 県行造林地の期間満了に伴う契約の相手方などの特定								

2項 保育事業費  
1目 保育事業費

森林・林業総室(内線:7298)  
(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
保育事業費	33,378	21,390	11,988	12,221	0	(財産収入) 16,983	4,174	
トータルコスト	46,287千円(前年度 33,818千円) [正職員:1.6人]							
主な業務内容	保育施業の委託設計、監督							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 県営林の健全な育成を図るための新植、下刈、間伐、作業道開設等に要する経費である。								
2 主な事業内容 (単位:千円)								
区分	予算額	事業内容						
県営林保育事業	32,811	新植(9.4ha)、下刈(11.8ha)、保育間伐(13.4ha)、収入間伐(30.4ha)及び鳥取式作業道(4,200m)の開設						
松くい虫駆除事業	567	地上散布(大山町)						

平成22年度鳥取県県営林事業特別会計当初予算説明資料

3項 処分事業費  
1目 立木処分費

森林・林業総室(内線:7298)  
(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
立木処分費	16,613	37,842	△21,229			(財産収入) 16,613		
トータルコスト	34,363千円 (前年度 51,098千円)[正職員:2.2人]							
主な業務内容	間伐材の搬出経費、木材市場手数料、分収交付金							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 県営林の収入間伐における木材の搬出及び木材販売に係る市場手数料に伴う経費である。								
2 主な事業内容 (1)間伐により収益が見込まれる県営林について、木材(間伐材)を搬出して、市場において販売する (2)契約期間満了した県行造林地の立木評価を行い、契約の解除を行う								

4項 管理事業費  
1目 管理事業費

森林・林業総室(内線:7298)  
(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
管理事業費	28,408	16,033	12,375			(諸収入等) 2,158	26,250	
トータルコスト	41,317千円 (前年度 30,118千円)[正職員:1.6人]							
主な業務内容	県営林の管理、林道等の維持管理、県行造林地の評価業務							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 林道及び作業道の維持管理、支障木の伐採、『緑の循環』認証会議(SGECエスジェック)による森林認証の管理審査等を行い、県営林を適切に管理する。								
2 主な事業内容 (単位:千円)								
区分	事業内容							予算額
国道管理の支障木などの除去	国道等道路施設の安全な通行に支障の恐れのある立木、枝の除去							3,045
林道等維持管理	管理道の路盤整備、沿道の草刈							3,179
不法投棄対策	県有林のプラスチックごみ等の廃棄物処理							100
部分林整備	お手植え松の木柵整備							400
森林認証の定期審査	森林認証(SGEC)取得後の定期審査							242
立木評価に係る役務の提供	契約満了を迎える県行造林地の評価額の参考とするため、民間事業者から評価見積りを徴収							168
負担金及び交付金	緑資源幹線林道賦課金、立木補償金の分収交付金							10,521
役務費	森林国営保険加入、間伐材搬出							643
県有林の境界調査	雇用基金を活用して県有林界、樹種界などをGPSにより特定							10,110
合 計							28,408	

平成22年度鳥取県営林事業特別会計当初予算説明資料

2款 公債費  
1項 公債費  
1目 元 金

森林・林業総室(内線:7298)  
(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
元 金	48,863	55,165	△6,302				48,863	
トータルコスト	49,670千円 (前年度 55,994千円)[正職員:0.1人]							
主な業務内容	元金償還事務							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 日本政策金融公庫からの融資に係る元金償還金である。								
2 主な事業内容 日本政策金融公庫からの融資に係る元金償還業務。								

2目 利 子

森林・林業総室(内線:7298)  
(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
利 子	41,712	43,286	△1,574			(繰越金) 1	41,711	
トータルコスト	42,519千円 (前年度 44,115千円)[正職員:0.1人]							
主な業務内容	利子償還事務							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 日本政策金融公庫からの融資に係る利子償還金である。								
2 主な事業内容 日本政策金融公庫からの融資に係る利子償還業務。								

平成22年度 当初予算歳入歳出事項別明細書(農林水産部)

(単位:千円)

節	款項目	県営林事業特別会計									
		1款 県営林事業費									
		1項 職員費		2項 保育事業費		3項 処分事業費		4項 管理事業費			
		1目 職員費	1目 保育事業費		1目 立木処分費		1目 管理事業費				
1	報酬	7,788	7,788	7,788	7,788						
2	給料	18,815	18,815	18,815	18,815						
3	職員手当等	9,155	9,155	9,155	9,155						
4	共済費	8,060	8,060	8,060	8,060						
5	災害補償費	20	20			20	20				
6	恩給及び退職年金										
7	貸金										
8	報償費										
9	旅費	23	23						23	23	
	費用弁償										
	普通旅費	23	23						23	23	
	特別旅費										
10	交際費										
11	需用費	380	380			300	300		80	80	
12	役務費	5,389	5,389			150	150	4,575	4,575	664	
13	委託料	58,106	58,106			32,878	32,878	10,675	10,675	14,553	
14	使用料及び賃借料	30	30			30	30				
15	工事請負費	2,567	2,567						2,567	2,567	
16	原材料費										
17	公有財産購入費										
18	備品購入費										
19	負担金、補助及び交付金	11,884	11,884					1,363	1,363	10,521	
20	扶助費										
21	貸付金										
22	補償、補填及び賠償金										
23	償還金、利子及び割引料	90,575									
24	投資及び出資金										
25	積立金										
26	寄付金										
27	公課費										
28	繰出金										
	計	212,792	122,217	43,818	43,818	33,378	33,378	16,613	16,613	28,408	
財	国庫支出金	12,221	12,221			12,221	12,221				
源	繰入金	164,769	74,195	43,771	43,771	4,174	4,174		26,250	26,250	
内	その他の	1,623	1,622	47	47				1,575	1,575	
訳	事業収入	34,179	34,179			16,983	16,983	16,613	16,613	583	

(単位:千円)

節	款項目	2款 公債費		
			1項 公債費	
			1目 元 金	2目 利 子
1	報 酬			
2	給 料			
3	職 員 手 当 等			
4	共 済 費			
5	災 害 補 償 費			
6	恩 給 及 び 退 職 年 金			
7	貸 金			
8	報 償 費			
9	旅 費			
	費用弁償			
	普通旅費			
	特別旅費			
10	交 際 費			
11	薪 用 費			
12	役 務 費			
13	委 託 料			
14	使用料及び賃借料			
15	工 事 請 負 費			
16	原 材 料 費			
17	公有財産購入費			
18	備 品 購 入 費			
19	負担金、補助及び交付金			
20	扶 助 費			
21	貸 付 金			
22	補償、補填及び賠償金			
23	償還金、利子及び割引料	90,575	90,575	48,863
24	投 資 及 び 出 資 金			
25	積 立 金			
26	寄 付 金			
27	公 課 費			
28	繰 出 金			
	計	90,575	90,575	48,863
財	国庫支出金			
源	繰 入 金	90,574	90,574	48,863
内	そ の 他	1	1	1
取	事 業 収 入			

節 の 明 細

項 目	金額 (千円) 等
1 款 県営林事業費	
1 項 職 員 費	
1 目 職 員 費	
給 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般職員 5人</li> <li>・非常勤職員 5人</li> </ul>
3 項 処分事業費	
1 目 立木処分費	
負担金、補助及び交付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地所有者交付金 1,363</li> </ul>
4 項 管理事業費	
1 目 管理事業費	
負担金、補助及び交付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模林道県負担金 9,990</li> <li>・土地所有者交付金 500</li> <li>・公有林野全国協議会会費 31</li> </ul>
2 款 公 債 費	
1 項 公 債 費	
1 目 元 金	
償還金、利子及び割引料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・造林資金償還金 32,380</li> <li>・施業転換資金 16,483</li> </ul>
2 目 利 子	
償還金、利子及び割引料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・造林資金償還金 38,866</li> <li>・施業転換資金 2,846</li> </ul>



# 給 与 費 明 細 書

1 特別職

区分	職員数 (人)	給与費							合計 (千円)	備考	
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	調整手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)			
長等											
議員											
その他の特別職	5	7,788							1,125	7,788	8,913
計	5	7,788							1,125	7,788	8,913
長等											
議員											
その他の特別職											
計	0	0							0	0	0
長等											
議員											
その他の特別職	5	7,788							1,125	7,788	8,913
計	5	7,788							1,125	7,788	8,913

2 一般職  
(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費						合計 (千円)	備考				
		給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)	共済費 (千円)								
本年度	5	18,815	8,880	27,695	6,935	34,630							
前年度	5	19,225	9,325	28,550	6,435	34,985							
比較	0	△ 410	△ 445	△ 855	500	△ 355							
職員手当の内 訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	初任給調整 手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	
	本年度	655	0	330	4,125	2,450	570	385	0	0	330	0	
	前年度	650	0	335	4,495	2,500	565	405	0	0	340	0	
	比較	5	0	△ 5	△ 370	△ 50	5	△ 20	0	0	△ 10	0	0
区分	管理職員特 別勤務手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	夜間勤務 手当 (千円)	定時制通信 教育手当 (千円)	へき地手当 (千円)	特勤 手当 (千円)	特勤 手当 (千円)	養育教育等 教員特別手当 (千円)	単身赴任 手当 (千円)	退職手当 (千円)			
本年度	5	0	0	0	0	0	0	0	30	0			
前年度	5	0	0	0	0	0	0	0	30	0			
比較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			

※職員数欄( )書は、予算定数外で外数

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明 (千円)	備考
給料	△ 410	1 その他の増減分	△ 410 (1) その他	
職員手当	△ 445	1 制度改正に伴う増減分	△ 305 (1) 期末手当	△ 305 支給月数の0.16月分引下げ(2.57月→2.41月)
		2 その他の増減分	△ 140 (1) その他	△ 140

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区	分	行 政 職
平成22年1月1日現在	平均給料月額(円)	289,184
	平均給与月額(円)	353,387
	平均年齢(歳)	40.02
平成21年1月1日現在	平均給料月額(円)	297,195
	平均給与月額(円)	357,588
	平均年齢(歳)	39.10

イ 初任給

区	分	行 政 職 (円)
高	校 卒	142,800
大	学 卒	176,800
国の制度	高 校 卒	140,100
	大 学 卒	172,200

ウ 級別職員数

区 分	行 政 職		
	級	職員数(人)	構成比(%)
平成22年1月1日現在	1 級	1	20.0
	2 級	2	40.0
	3 級		
	4 級	2	40.0
	5 級		
	6 級		
	7 級		
	8 級		
	9 級		
	計	5	100.0

區 分	行 政 職		
	級	職 員 數 (人)	替 成 比 (%)
平 成 2 1 年 1 月 1 日 現 在	1 級	1	20.0
	2 級	1	20.0
	3 級	3	60.0
	4 級		
	5 級		
	6 級		
	7 級		
	8 級		
	9 級		
	計	5	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
行政職	主事又は技師の職務	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	係長の職務	本庁（地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき設置される知事の直近下位の内部組織並びに当該内部組織の下及び際をらるる局及び際をいう。以下同じ。）の課長補佐の職務	困難な業務を行う本庁の課長補佐の職務	本庁の課長の職務	困難な業務を行う本庁の課長の職務	本庁の次長の職務	本庁の部長の職務

工 昇給

区 分		職 政 職	
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	5	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	4	
	号 給 数 別 内 訳	2号給(人)	1
		3号給(人)	
		4号給(人)	2
		5号給(人)	1
	比 率 (B)/(A) (%)	80.0	
	前 年 度	職 員 数 (A) (人)	5
		昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	-2
		号 給 数 別 内 訳	2号給(人)
3号給(人)			
4号給(人)			1
5号給(人)			1
比 率 (B)/(A) (%)		40.0	



オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別		支給率	支給単計(月分)	職階上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)				
本年度	1.835	2.025		3.86	有	
前年度	1.915	1.945		3.86	有	
平均	1.95	2.2		4.15	有	

カ 定年退職及び物質退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者(月分)			25年勤続の者(月分)			35年勤続の者(月分)			最高限度(月分)	その他の加算措置等	備考
	30.55	41.34	59.28	30.55	41.34	59.28	30.55	41.34	59.28			
支給率等	30.55	41.34	59.28	30.55	41.34	59.28	30.55	41.34	59.28	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)	退職手当は、基本額と調整額から構成され、調整額は給料表、職務の級等に応じ決定される。	
平均率等	30.55	41.34	59.28	30.55	41.34	59.28	30.55	41.34	59.28	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)	退職手当は、基本額と調整額から構成され、調整額は給料表、職務の級等に応じ決定される。	

キ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	異 なる	配偶者の手当額10,500円
地 域 手 当	異 なる	支給率の低い地域へ異動した場合の手当額保障措置なし
住 居 手 当	同 じ	—
通 勤 手 当	異 なる	自動車等使用者の手当額（通勤距離に応じ、2,200円～46,400円を支給） 交通機関の利用に伴って駐車場を利用している場合の駐車料金に係る手当（月3,000円を上限） 特別急行列車に係る手当額（特別料金等の1/2を支給。最高限度額を設けない。）及び手当支給要件

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区	分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
				当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
		千円 1,574,265	千円 1,523,300	千円 0	千円 48,863	千円 1,474,437
区	県営林事業債					

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額又は  
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額	前年度未までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金	特 定 財 源	繰入金		
平成20年度 緑資源幹線林道事業賦 課金	千円 69,785	平成21年度	千円 9,989	平成22年度から 平成38年度まで	千円 59,796	千円	千円	千円	千円	千円 59,796

## 歳入

款	項	目	本年度 千円	前年度 千円	比較 千円	節		説明
						区分	金額 千円	
1 使用料及び手数料			152,321	188,988	△ 36,667			
	1 使用料		152,321	188,988	△ 36,667			
		1 魚市場使用料	152,321	188,988	△ 36,667	1 魚市場使用料	152,321	
2 繰入金	1 一般会計繰入金		81,520	79,490	2,030			
		1 一般会計から繰入	81,520	79,490	2,030	1 一般会計から繰入	81,520	
		2 一般会計から借入	0	0	0	2 一般会計から借入	0	
3 繰越金	1 繰越金		1	1	0			
		1 繰越金	1	1	0			
		1 繰越金	1	1	0	1 前年度繰越金	1	
4 雑収入	1 雑収入		8,370	1,047	7,323			
		1 雑収入	8,370	1,047	7,323			
		1 雑収入	8,370	1,047	7,323	1 雑収入	8,370	
歳入合計			242,212	269,526	△ 27,314			

平成22年度鳥取県県営境港水産施設事業特別会計当初予算説明資料

1 款 事業費

1 項 事業費

水産課・境港水産事務所 (0859-42-3167)

1 目 魚市場事業費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
魚市場事業 (職員人件費)	13,977	14,083	△106			(使用料) 10,905	3,072	
事業内容の説明								
県営境港水産施設事業会計に従事する職員2名分の人件費である。								
魚市場事業 (事業費)	156,702	166,028	△9,326			(使用料等) 113,599	43,103	
トータルコスト	172,838千円 (前年度 182,598千円) [正職員:2.0人、非常勤職員:1.0人]							
主な業務内容	県営境港水産物地方卸売市場の維持管理、施設修繕、巡視							
工程表の政策目標 (指標)	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>市場の管理運営に要する経費 平成21年度から指定管理制度を導入し、業務の一部を委託</p> <p>2 主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市場管理委託費 (指定管理制度) 132,741千円</li> <li>・市場施設等現状調査委託 2,883千円</li> </ul>								

平成22年度鳥取県県営境港水産施設事業特別会計当初予算説明資料

2款 公債費

1項 公債費

水産課 (内線: 7309)

1目 元金

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (使用料)	繰入金	
元金	56,932	65,259	△8,327			28,467	28,465	
トータルコスト	56,932千円 (前年度 65,259千円) [正職員:0.0人]							
主な業務内容	元金償還							
工程表の政策目標 (指標)	—							
事業内容の説明								
魚市場建設に伴う県債の元金償還に要する経費である。								

水産課 (内線: 7309)

2目 利子

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (使用料)	繰入金	
利子	14,601	16,562	△1,961			7,721	6,880	
トータルコスト	14,601千円 (前年度 16,562千円) [正職員:0.0人]							
主な業務内容	利子支払							
工程表の政策目標 (指標)	—							
事業内容の説明								
魚市場建設に伴う県債の利子支払に要する経費である。								

平成22年度 当初予算歳入歳出事項別明細書 (農林水産部)

(単位:千円)

款 項 目	県営渡瀬水産施設事業特別会計								
	筋		1款 事業費		2款 公債費				
			1項 事業費	1項 公債費					
				1目 魚市場事業費	1目 元 金	2目 利 子			
1 報 酬	2,121	2,121	2,121	2,121					
2 給 料	7,526	7,526	7,526	7,526					
3 職員手当等	3,677	3,677	3,677	3,677					
4 共 済 費	3,075	3,075	3,075	3,075					
5 災 害 補 償 費									
6 恩給及び退職年金									
7 貸 金									
8 報 償 費									
9 旅 費	405	405	405	405					
費用弁償									
普通旅費	405	405	405	405					
特別旅費									
10 交 際 費									
11 需 用 費	1,148	1,148	1,148	1,148					
12 役 務 費	813	813	813	813					
13 委 託 料	135,624	135,624	135,624	135,624					
14 使用料及び賃借料	2,859	2,859	2,859	2,859					
15 工事請負費									
16 原 材 料 費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費	45	45	45	45					
19 負担金、補助及び交付金	361	361	361	361					
20 扶 助 費									
21 貸 付 金									
22 補償、補填及び賠償金									
23 償還金、利子及び割引料	80,260	8,727	8,727	8,727	71,533	71,533	56,932	14,601	
24 投資及び出資金									
25 積 立 金									
26 寄 付 金									
27 公 課 費	4,298	4,298	4,298	4,298					
28 繰 出 金									
予 備 費									
計	242,212	170,679	170,679	170,679	71,533	71,533	56,932	14,601	
財 源 内 訳	国庫支出金								
	繰 入 金	81,520	46,175	46,175	46,175	35,345	35,345	28,465	6,880
	そ の 他	8,371	8,371	8,371	8,371				
	事業収入	152,321	116,133	116,133	116,133	36,188	36,188	28,467	7,721



節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
1 款 事 業 費		
1 項 事 業 費		
1 目 魚市場事業費		
報 酬	非常勤職員	1 人
給 料	一般職員	2 人
負担金、補助及び交付金	・ 固有資産等所在市町村交付金	3 6 1
償還金、利子及び割引料	・ 市場施設改良資金	8, 7 2 7
2 款 公 債 費		
1 項 公 債 費		
1 目 元金		
償還金、利子及び割引料	・ 市場施設改良資金	5 6, 9 3 2
2 目 利子		
償還金、利子及び割引料	・ 市場施設改良資金	1 4, 6 0 1

# 給 与 費 明 細 書

1 特別職

区分	職員数 (人)	給与費							合計 (千円)	備考			
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	調整手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)					
本年度	長等												
	議員												
	その他の特別職	1	2,121								2,121	301	2,422
	計	1	2,121								2,121	301	2,422
前年度	長等												
	議員												
	その他の特別職	1	2,121								2,121	305	2,426
	計	1	2,121								2,121	305	2,426
比較	長等												
	議員												
	その他の特別職	0	0								0	△4	△4
	計	0	0								0	△4	△4

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費					合計 (千円)	備考						
		給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)	共済費 (千円)									
本年度	2	7,526	3,567	11,093	2,774	13,867								
前年度	2	7,690	3,745	11,435	2,574	14,009								
比較	0	△ 164	△ 178	△ 342	200	△ 142								
職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	初任給調整 手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直手当 (千円)		
	本年度	262	0	132	1,650	980	228	154	0	15	132	0		
	前年度	260	0	134	1,798	1,000	226	162	0	15	136	0		
	比較	2	0	△ 2	△ 148	△ 20	2	△ 8	0	0	0	△ 4	0	
	区分	管理職員特 別勤務手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	夜間勤務 手当 (千円)	定時制通信 教育手当 (千円)	へき地手当 (千円)	特地勤務 手当 (千円)	義務教育等 教員特別手当 (千円)	単身赴任 手当 (千円)	退職手当 (千円)				
	本年度	2	0	0	0	0	0	0	12	0				
	前年度	2	0	0	0	0	0	0	12	0				
比較	0	0	0	0	0	0	0	0	0					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考	
		増減事由別内訳 (千円)	増減事由別内訳 (千円)			
給料	△ 164	1 制度改正に伴う増減分	△ 16	(1) 給与改定に伴う減分	給与改定の状況(平成22年1月以降適用)給料月額を3.0%引下げ(行政職5級以下相当の職員及び医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く)	
		2 昇給に伴う増加分	84	(1) 本年度昇給発令に係る所要額		平均昇給率 1.04%
		3 その他の増減分	△ 232	(1) その他		△ 232
職員手当	△ 178	1 制度改正に伴う増減分	△ 121	(1) 期末手当	支給月数の0.16月分引下げ(2.57月→2.41月)	
		2 その他の増減分	△ 57	(1) その他		△ 57

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区	分	行	政	職
平成22年1月1日現在	平均給料月額(円)			386,632
	平均給与月額(円)			444,832
	平均年齢(歳)			51.06
平成21年1月1日現在	平均給料月額(円)			360,869
	平均給与月額(円)			411,341
	平均年齢(歳)			44.09

イ 初任給

区	分	行	政	職
高	校			142,800
	卒			
大	学			176,800
	卒			
国の制度	高校卒			140,100
	大学卒			172,200

ウ 級別職員数

区 分	行 政 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
平成 2 2 年 1 月 1 日 現在	1 級		
	2 級		
	3 級	1	50.0
	4 級		
	5 級		
	6 級		
	7 級	1	50.0
	8 級		
	9 級		
	計	2	100.0

区 分	行 政 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
平成 2 1 年 1 月 1 日 現 在	1 級		
	2 級	1	25.0
	3 級	2	50.0
	4 級		
	5 級		
	6 級		
	7 級	1	25.0
	8 級		
	9 級		
	計	4	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
行政職	主事又は技師の職務	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	係長の職務	本庁（地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき設置される知事の直近下位の内部組織並びに当該内部組織の下に設けられる局及び課をいう。以下同じ。）の課長補佐の職務	困難な業務を行う本庁の課長補佐の職務	本庁の課長の職務	困難な業務を行う本庁の課長の職務	本庁の次長の職務	本庁の部長の職務



工 界給

区	職 員 数 (A) (人)	分	行 政 職
本 年 度	界 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)		2
	号 給 数 別 内 訳	2号給(人)	1
		3号給(人)	
		4号給(人)	
		5号給(人)	
比 率 (B)/(A) (%)		50.0	
前 年 度	職 員 数 (A) (人)		4
	界 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)		1
	号 給 数 別 内 訳	2号給(人)	1
		3号給(人)	
		4号給(人)	
5号給(人)			
比 率 (B)/(A) (%)		25.0	

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給時期別		支給率	支給率計(月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)				
本年度	1.835	2.025	3.86	有		
前年度	1.915	1.945	3.86	有		
国の制	1.95	2.2	4.15	有		

カ 定年退職及び勤続退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者(月分)	25年勤続の者(月分)	35年勤続の者(月分)	最高限度(月分)	その他の加算措置等	備考
	支給率等	30.55	41.34	59.28	59.28	
国の制(支給率等)	30.55	41.34	59.28	59.28	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)	退職手当は、基本額と調整額から構成され、調整額は給料表、職務の級等に応じ決定される。

キ その他の手当

区	分	図の程度との異同	差異の内容
扶養	手当	異なる	配属者の手当額10,500円
地域	手当	異なる	支給率の低い地域へ異動した場合の手当額保障措置なし
住居	手当	同	—
通勤	手当	異なる	自動車等使用者の手当額(通勤距離に応じ、2,200円~46,400円を支給) 交通機関の利用に伴って駐車場を利用している場合の駐車料金を係る手当(月3,000円を上限) 特別急行列車に係る手当額(特別料金等の1/2を支給。最高限度額を設けない。)及び手当支給要件

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区	分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
				当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
区	分	千円 810,593	千円 745,334	千円 0	千円 56,932	千円 688,402
	県営境港水産施設 事業債					

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額	前年度未までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	一 般 財 源			
						国庫支出金	地方債	その他		
平成20年度 鳥取県営境港水産物地 方卸売市場管理委託	千円 663,705	平成21年度	千円 132,741	平成22年度から 平成25年度まで	千円 530,964	千円	千円	千円	千円	千円
								530,964		0

## 歳入

款	項	目	本年度	前年度	比較	節		説明
						区分	金額	
			千円	千円	千円		千円	
1 繰入金			1,210	1,266	△ 56			
	1 一般会計繰入金		1,210	1,266	△ 56			
		1 一般会計から繰入		1,210	1,266	△ 56	1 一般会計から繰入	1,210
2 繰越金			69,522	58,875	10,647			
	1 繰越金		69,522	58,875	10,647			
		1 繰越金		69,522	58,875	10,647	1 前年度繰越金	69,522
3 諸収入			30,478	41,125	△ 10,647			
	1 貸付金元利収入		30,478	41,125	△ 10,647			
		1 沿岸漁業改善資金貸付金元利収入		30,478	41,125	△ 10,647	1 沿岸漁業改善資金貸付金元利収入	30,478
歳入合計			101,210	101,266	△ 56			

平成22年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計当初予算説明資料

1 款 沿岸漁業改善資金貸付事業費

1 項 沿岸漁業改善資金貸付事業費

水産課 (内線 : 7309)

1 目 業務費

(単位 : 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
業務費	1,210	1,266	△56				1,210	
トータルコスト	1,210千円 (前年度 1,266千円) [正職員:0.0人]							
主な業務内容	事務委託料の支払							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
沿岸漁業改善資金貸付金の貸付及び償還事務を信漁連に委託して行うのに要する経費である。								

水産課 (内線 : 7309)

2 目 貸付金

(単位 : 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
貸付金	100,000	100,000	0			(諸収入等) 100,000		
トータルコスト	102,420千円 (前年度 102,486千円) [正職員:0.3人]							
主な業務内容	貸付申請・完了報告の審査、貸付金事務、償還事務、周知説明							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
沿岸漁業の生産技術の改善、生活環境の改善及び漁業後継者の育成確保を図るため、沿岸漁業従事者等に対して、短・中期の無利子資金の貸付を行う。								
(単位:千円)								
区 分	貸付対象	償還期間	本年度 融資枠	貸付限度額				
経営等改善資金	GPS、カラー魚探、エンジン、養殖施設等	2~10年	87,000	500~12,000				
生活改善資金	居室、炊事施設、衛生施設等	2~7年	6,000	100~1,500				
青年漁業者等養成確保資金	漁業経営開始資金、研修教育資金等	3~10年	7,000	1,500~20,000				
計			100,000					

平成22年度当初予算歳出事項別明細書（農林水産部）

(単位:千円)

節	款 項 目	沿岸漁業改善資金助成事業特別会計			
		1 款 沿岸漁業改善資金貸付事業費			
		1 項 沿岸漁業改善資金貸付事業費			
			1 目	2 目	
			業 務 費	貸 付 金	
1	報 酬				
2	給 料				
3	職員手当等				
4	共 済 費				
5	災 害 補 償 費				
6	恩給及び退職年金				
7	賃 金				
8	報 償 費				
9	旅 費				
	費用弁償				
	普通旅費				
	特別旅費				
10	交 際 費				
11	需 用 費				
12	役 務 費				
13	委 託 料	1,210	1,210	1,210	1,210
14	使用料及び賃借料				
15	工 事 請 負 費				
16	原 材 料 費				
17	公有財産購入費				
18	備 品 購 入 費				
19	負担金、補助及び交付金				
20	扶 助 費				
21	貸 付 金	100,000	100,000	100,000	100,000
22	補償、補填及び賠償金				
23	償還金、利子及び割引料				
24	投資及び出資金				
25	積 立 金				
26	寄 付 金				
27	公 課 費				
28	繰 出 金				
	予 備 費				
	計	101,210	101,210	101,210	100,000
財 源 内 訳	国庫支出金				
	繰 入 金	1,210	1,210	1,210	1,210
	そ の 他				
	事 業 収 入	100,000	100,000	100,000	100,000



節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
1 款 沿岸漁業改善資金貸付事業費		
1 項 沿岸漁業改善資金貸付事業		
2 目 貸 付 金		
貸 付 金	・鳥取県沿岸漁業改善資金貸付金	100,000

条例名等	県の事務からの暴力団排除等のための関係条例の整備に関する条例の設定について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由          県の事務に対する暴力団の関与等を排除し、県の事務が暴力団等の資金獲得活動に利用されること等を防止するため、暴力団の利益になると認められるとき等は公の施設の利用の許可等をしないことができることとする等関係する条例について所要の改正を行う。</p> <p>2 概要          鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団の利益になると認められるときは、施設の利用許可等をしないことができることとする等、公の施設の不適正な利用等を制限するための所要の改正を行う。          &lt;利用の許可をしないことが出来る場合&gt;          (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。          (2) 大学校の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。          (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。</p> <p>3 施行期日          平成22年4月1日</p>

(鳥取県立農業高等学校の設置及び管理に関する条例の一部改正)

鳥取県立農業高等学校の設置及び管理に関する条例(昭和59年鳥取県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「追加項」という。)を加える。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。)に改める。

改正後	改正前
<p>(利用の許可)</p> <p>第11条 別表に定める施設並びにグラウンド及びテニスコート(以下「グラウンド等」という。)を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p> <p><u>2 知事は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしないことができる。</u></p> <p><u>(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(2) 大学の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。</u></p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第12条 <u>利用許可を受けた者(グラウンド等の利用許可を受けた者を除く。)</u>のうち一般人に対しては、規則で定めるところにより、別表に定める額の使用料を徴収する。</p>	<p>(利用の許可)</p> <p>第11条 別表に定める施設並びにグラウンド及びテニスコート(以下「グラウンド等」という。)を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第12条 <u>前条の許可(以下「利用許可」という。)</u>を受けた者(グラウンド等の利用許可を受けた者を除く。)のうち一般人に対しては、規則で定めるところにより、別表に定める額の使用料を徴収する。</p>

#### 附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>県の事務からの暴力団排除等のための関係条例の整備に関する条例の設定について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由                  県の事務に対する暴力団の関与等を排除し、県の事務が暴力団等の資金獲得活動に利用されること等を防止するため、暴力団の利益になると認められるとき等は公の施設の利用の許可等をしないことができることとする等関係する条例について所要の改正を行う。</p> <p>2 概要                  鳥取県立二十一世紀の森の設置及び管理に関する条例について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団の利益になると認められるときは、施設の利用許可等をしないことができることとする等公の施設の不適正な利用等を制限するための所要の改正を行う。                  &lt;利用の許可をしないことが出来る場合&gt;                  (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。                  (2) 林業技術工芸実習館の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。                  (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。</p> <p>3 施行期日                  平成22年4月1日</p>

(鳥取県立二十一世紀の森の設置及び管理に関する条例の一部改正)

鳥取県立二十一世紀の森の設置及び管理に関する条例(昭和60年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改正後	改正前
<p>(利用の許可)</p> <p>第3条 二十一世紀の森の施設のうち林業技術工芸実習館を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p> <p><u>2 知事は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないことができる。</u></p> <p><u>(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(2) 林業技術工芸実習館の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。</u></p>	<p>(利用の許可)</p> <p>第3条 二十一世紀の森の施設のうち林業技術工芸実習館を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p>

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県基金条例（鳥取県森林整備担い手育成基金）の一部改正について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 鳥取県森林整備担い手育成基金について、基金の設置目的を達成するために必要な財源を確保するため、当該基金を処分して充てることができるよう所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要 鳥取県森林整備担い手育成基金について、運用益金として積み立てられた額であって現に存するものの合計額に相当する額の範囲内において、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、処分することができることとする。</p> <p>3 施行期日 平成22年4月1日</p>

(鳥取県基金条例の一部改正)

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分に対応する次の表を、改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後					改正前				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
11 鳥取県森林整備担い手育成基金	林業従事者の安全衛生の水準の向上、技術及び技能の向上、厚生福利制度の充実等を推進し、もって森林整備の担い手の育成を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て	この条例又は附則第2項の規定による廃止前の鳥取県森林整備担い手育成基金条例（平成5年鳥取県条例第5号）の規定により運用益金として積み立てられた額であつて現に存するものの合計額に相当する額の範囲内において、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。	11 鳥取県森林整備担い手育成基金	林業従事者の安全衛生の水準の向上、技術及び技能の向上、厚生福利制度の充実等を推進し、もって森林整備の担い手の育成を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て	
略					略				

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

条 例 名 等	財産を無償で貸し付けること(死亡牛一時保管施設)について																						
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>死亡牛一時保管施設の維持管理を円滑に行うため、死亡牛の一時保管業務を行う社団法人鳥取県家畜畜産物衛生指導協会(以下「協会」という。)に対して無償貸し付けを行ってきたところであるが、協会が平成22年3月31日をもって解散するため、協会の業務を承継する社団法人鳥取県畜産推進機構に、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、無償で貸し付けようとするものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1)財産の内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;">種 類</th> <th style="width: 55%;">所 在 地</th> <th style="width: 20%;">数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>土 地</td> <td>東伯郡琴浦町大字松谷字西高野606番8ほか1筆</td> <td>1, 203. 38平方メートル</td> </tr> <tr> <td></td> <td>建 物</td> <td>東伯郡琴浦町大字松谷字西高野606番8</td> <td>122. 49平方メートル</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">工 作 物</td> <td>汚 水 槽</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>貯 水 槽</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>水道施設</td> <td>東伯郡琴浦町大字松谷字西高野606番8ほか3筆</td> <td>1式</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)相手方</p> <p>鳥取市末広温泉町723番地 社団法人鳥取県畜産推進機構</p> <p>(3)貸付期間</p> <p>平成22年4月1日から平成27年3月31日まで</p>		種 類	所 在 地	数 量		土 地	東伯郡琴浦町大字松谷字西高野606番8ほか1筆	1, 203. 38平方メートル		建 物	東伯郡琴浦町大字松谷字西高野606番8	122. 49平方メートル	工 作 物	汚 水 槽	〃	1式	貯 水 槽	〃	1式	水道施設	東伯郡琴浦町大字松谷字西高野606番8ほか3筆	1式
	種 類	所 在 地	数 量																				
	土 地	東伯郡琴浦町大字松谷字西高野606番8ほか1筆	1, 203. 38平方メートル																				
	建 物	東伯郡琴浦町大字松谷字西高野606番8	122. 49平方メートル																				
工 作 物	汚 水 槽	〃	1式																				
	貯 水 槽	〃	1式																				
	水道施設	東伯郡琴浦町大字松谷字西高野606番8ほか3筆	1式																				



<p>条 例 名 等</p>	<p>県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金についての議決の一部変更について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 次の理由により、県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金についての議決を一部変更することについて、本議会の議決を求めるものである。</p> <p>(1)平成22年度より、国が直轄事業負担金の業務取扱費(退職手当、営繕宿舍費等を含む事務費)について地方負担を全廃し、併せて、国庫補助事業の事務費に対する国庫補助も全廃することにかんがみ、県営事業負担金に係る事務費部分について、市町村に負担を求めないこととするものである。</p> <p>(2)平成22年度から実施する県営農業用河川工作物応急対策事業の皆生地区については、米子市からの負担金を求めないこととするものである。</p> <p>(3)平成22年度から特定農業用管水路等特別対策事業が実施されることに伴い、土地改良法の規定に基づき、関係市町村から負担金を徴収するものである。</p> <p>(4)国の補助事業名の変更に伴い、基幹水利施設補修事業の名称を変更するものである。</p> <p>2 概要 (1)現在事業費に事業ごとに定めた負担率を乗じて得た額を市町村に負担を求めている事業について、工事費に負担率を乗じて得た額の負担を求めることとする。  <math display="block">\text{事業費} \times \text{負担率} = \text{市町村負担額} \quad ※ \text{事業費} = \text{工事費} + \text{事務費}</math> <math display="block">\downarrow</math> <math display="block">\text{工事費} \times \text{負担率} = \text{市町村負担額}</math></p> <p>(2)米子市皆生取水口取水施設に係る工事費については、県所有となる農業用取水施設の撤去工事であるため、米子市には負担を求めないことを新たに規定する。</p> <p>(3)特定農業用管水路等特別対策事業の市町村負担割合10%を新たに規定する。</p> <p>(4)「基幹水利施設補修事業」を「基幹水利施設ストックマネジメント事業」に名称変更する。</p> <p>3 適用時期 平成22年度分の市町村負担金から適用する。</p>

県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金についての議決の一部変更について

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下「変更後部分」という。）が存在する場合には、当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には、当該変更部分を削り、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には、当該変更後部分を加える。

変 更 後			変 更 前		
県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金			県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金		
事業名	市町村負担金の額		事業名	市町村負担金の額	
	土地改良事業に該当するもの	土地改良事業に該当しないもの		土地改良事業に該当するもの	土地改良事業に該当しないもの
1 かんがい排水事業 (1) かんがい排水事業 (2) 水田営農活性化排水対策特別事業 (3) 基幹水利施設ストックマネジメント事業	<u>工事費の100分の10に相当する額</u> <u>工事費の100分の10に相当する額</u> <u>工事費の100分の10に相当する額</u>		1 かんがい排水事業 (1) かんがい排水事業 (2) 水田営農活性化排水対策特別事業 (3) <u>基幹水利施設補修事業</u>	<u>事業費の100分の10に相当する額</u> <u>事業費の100分の10に相当する額</u> <u>事業費の100分の10に相当する額</u>	
2 畑地帯総合整備事業 (1) 担い手育成畑地帯総合整備事業 (2) 畑地帯総合整備事業	<u>工事費の100分の10に相当する額</u> <u>工事費の100分の10に相当する額</u>	<u>工事費の100分の25に相当する額</u>	2 畑地帯総合整備事業 (1) 担い手育成畑地帯総合整備事業 (2) 畑地帯総合整備事業	<u>事業費の100分の10に相当する額</u> <u>事業費の100分の10に相当する額</u>	<u>事業費の100分の25に相当する額</u>
3 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	<u>工事費の100分の6.7に相当する額</u>		3 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	<u>事業費の100分の6.7に相当する額</u>	
4 農道整備事業 (1) 広域営農団地農道整備事業 (2) 一般農道整備事業 (3) 農道保全対策事業（広域営農団地農道整備事業・県営農林漁業用揮発油税財源	<u>工事費の100分の6.7に相当する額</u> <u>工事費の100分の18に相当する額。ただし、舗装のみを行う事業については、<u>工事費の100分の20に相当する額</u></u>	<u>工事費の100分の25に相当する額</u>	4 農道整備事業 (1) 広域営農団地農道整備事業 (2) 一般農道整備事業 (3) 農道保全対策事業（広域営農団地農道整備事業・県営農林漁業用揮発油税財源	<u>事業費の100分の6.7に相当する額</u> <u>事業費の100分の18に相当する額。ただし、舗装のみを行う事業については、<u>事業費の100分の20に相当する額</u></u>	<u>事業費の100分の25に相当する額</u>

<p>身替農道整備事業・県営ふるさと農道緊急整備事業・基幹農道整備事業で整備した施設)</p> <p>(4) 基幹農道整備事業</p>	<p>工事費の100分の6.7に相当する額</p>		<p>身替農道整備事業・県営ふるさと農道緊急整備事業・基幹農道整備事業で整備した施設)</p> <p>(4) 基幹農道整備事業</p>	<p>事業費の100分の6.7に相当する額</p>	
<p>5 ほ場整備事業</p> <p>(1) 一般ほ場整備事業及び土地利用秩序形成ほ場整備事業</p> <p>ア 振興山村、過疎地域又は知事が特に必要と認める地域において行う事業</p> <p>イ ア以外の地域において行う事業</p> <p>(2) 農村活性化土地利用高度化事業</p> <p>(3) 低コスト化水田農業大区画ほ場整備事業及び担い手育成基盤整備事業</p>	<p>工事費の100分の10に相当する額</p> <p>工事費の100分の10に相当する額</p> <p>工事費の100分の10に相当する額</p>	<p>(ア) 農業集落道の整備及び農業集落排水施設の整備</p> <p>工事費の100分の20に相当する額</p> <p>(イ) (ア) 以外の工種</p> <p>工事費の100分の25に相当する額</p> <p>(ア) 農業集落道の整備及び農業集落排水施設の整備</p> <p>工事費の100分の22に相当する額</p> <p>(イ) (ア) 以外の工種</p> <p>工事費の100分の27に相当する額</p> <p>工事費の100分の25に相当する額</p>	<p>5 ほ場整備事業</p> <p>(1) 一般ほ場整備事業及び土地利用秩序形成ほ場整備事業</p> <p>ア 振興山村、過疎地域又は知事が特に必要と認める地域において行う事業</p> <p>イ ア以外の地域において行う事業</p> <p>(2) 農村活性化土地利用高度化事業</p> <p>(3) 低コスト化水田農業大区画ほ場整備事業及び担い手育成基盤整備事業</p>	<p>事業費の100分の10に相当する額</p> <p>事業費の100分の10に相当する額</p> <p>事業費の100分の10に相当する額</p>	<p>(ア) 農業集落道の整備及び農業集落排水施設の整備</p> <p>工事費の100分の20に相当する額及び事務費の100分の25に相当する額の合算額</p> <p>(イ) (ア) 以外の工種</p> <p>工事費の100分の25に相当する額及び事務費の100分の25に相当する額の合算額</p> <p>(ア) 農業集落道の整備及び農業集落排水施設の整備</p> <p>工事費の100分の22に相当する額及び事務費の100分の25に相当する額の合算額</p> <p>(イ) (ア) 以外の工種</p> <p>工事費の100分の27に相当する額及び事務費の100分の25に相当する額の合算額</p> <p>工事費の100分の25に相当する額及び事務費の100分の25に相当する額の合算額</p>

ア 振興山村、 過疎地域又は知事が特に必要と認める地域において行う事業 イ ア以外の地域において行う事業	工事費の100分の10に相当する額  工事費の100分の10に相当する額	工事費の100分の20に相当する額  工事費の100分の22に相当する額	ア 振興山村、 過疎地域又は知事が特に必要と認める地域において行う事業 イ ア以外の地域において行う事業	事業費の100分の10に相当する額  事業費の100分の10に相当する額	工事費の100分の20に相当する額及び事務費の100分の25に相当する額の合算額  工事費の100分の22に相当する額及び事務費の100分の25に相当する額の合算額
6 土地改良総合整備事業（一般）	工事費の100分の10に相当する額		6 土地改良総合整備事業（一般）	事業費の100分の10に相当する額	
7 経営体育成基盤整備事業	工事費の100分の10に相当する額		7 経営体育成基盤整備事業	事業費の100分の10に相当する額	
8 中山間地域総合整備事業	工事費の100分の10に相当する額。ただし、平成6年度までに事業採択されたものについては、工事費の100分の8に相当する額	工事費の100分の15に相当する額	8 中山間地域総合整備事業	事業費の100分の10に相当する額。ただし、平成6年度までに事業採択されたものについては、事業費の100分の8に相当する額	工事費の100分の15に相当する額及び事務費の100分の25に相当する額の合算額
9 農地開発事業	工事費の100分の7に相当する額		9 農地開発事業	事業費の100分の7に相当する額	
10 開拓地整備事業	工事費の100分の22.5に相当する額。ただし、平成元年度までに事業採択されたものについては、工事費の30分の5に相当する額	工事費の100分の20に相当する額	10 開拓地整備事業	工事費の100分の22.5に相当する額及び事務費の100分の25に相当する額の合算額。ただし、平成元年度までに事業採択されたものについては、工事費の30分の5に相当する額及び事務費の100分の25に相当する額の合算額	工事費の100分の20に相当する額及び事務費の100分の25に相当する額の合算額
11 ため池等整備事業 (1) 小規模の老朽ため池等整備事業及び危険ため池緊急整備事業 (2) 農業用河川工作物応急対策事業 (3) (1)及び(2)以外の事業	工事費の100分の14に相当する額。ただし、北栄町桜池に係る県道部分の改修費を除く  工事費の100分の8に相当する額。ただし、米子市皆生取水口取水施設に係る工事費を除く  工事費の100分の11に相当する額		11 ため池等整備事業 (1) 小規模の老朽ため池等整備事業及び危険ため池緊急整備事業 (2) 農業用河川工作物応急対策事業 (3) (1)及び(2)以外の事業	事業費の100分の14に相当する額。ただし、北栄町桜池に係る県道部分の改修費を除く  工事費の100分の8に相当する額及び事務費の100分の25に相当する額の合算額  事業費の100分の11に相当する額	

12 たん水防除事業	工事費の100分の15に相当する額。ただし、排水施設整備事業のうち基幹部分に係るもの及び排水管理施設整備事業については、工事費の100分の10に相当する額		12 たん水防除事業	工事費の100分の15に相当する額及び事務費の100分の25に相当する額の合算額。ただし、排水施設整備事業のうち基幹部分に係るもの及び排水管理施設整備事業については、工事費の100分の10に相当する額及び事務費の100分の25に相当する額の合算額	
13 中山間地域総合農地防災事業	工事費の100分の14に相当する額		13 中山間地域総合農地防災事業	事業費の100分の14に相当する額	
14 農業用施設災害関連事業	工事費の100分の14に相当する額。ただし、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第5条第1項に定める事業については、工事費の100分の50に相当する額に同条第2項の規定により算定された額を加えた額を工事費から控除した額の100分の28に相当する額		14 農業用施設災害関連事業	事業費の100分の14に相当する額。ただし、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第5条第1項に定める事業については、工事費の100分の50に相当する額に同条第2項の規定により算定された額を加えた額を工事費から控除した額の100分の28に相当する額及び事務費の100分の14に相当する額の合算額	
15 公害防除特別土地改良事業 (1) 農用地土壌汚染対策地域において行う事業	工事費（当該工事費について公害防止事業費事業者負担法（昭和45年法律第133号）に基づき事業者負担させるものがある場合は、これを控除した額）の30分の1に相当する額及び全体実施設計費の100分の25に相当する額の合算額		15 公害防除特別土地改良事業 (1) 農用地土壌汚染対策地域において行う事業	工事費（当該工事費について公害防止事業費事業者負担法（昭和45年法律第133号）に基づき事業者負担させるものがある場合は、これを控除した額）の30分の1に相当する額並びに全体実施設計費及び事務費の合算額（当該合算額について公害防止事業費事業者負担法に基づき事業者負担させるものがある場合は、これを控除した額）の100分の25に相当す	

(2) (1) の事業と併せて行う事業	工事費の100分の10に相当する額。ただし、客土事業については、 <u>工事費</u> の100分の15に相当する額		(2) (1) の事業と併せて行う事業	る額の合算額 事業費の100分の10に相当する額。ただし、客土事業については、 <u>事業費</u> の100分の15に相当する額	
16 農業水利施設 魚道整備促進 事業		工事費の100分の10に相当する額	16 農業水利施設 魚道整備促進 事業		工事費の100分の10に相当する額及び <u>事務費の100分の25</u> に相当する額の合算額
17 田園空間博物 館整備事業	工事費の100分の10に相当する額	(1) 農業集落道の整備及び農業集落排水施設の整備 工事費の100分の30に相当する額  (2) 農村公園、集落水辺環境施設、集落緑化施設、集落農園及び景観保全施設の整備 工事費の100分の35に相当する額  (3) (1) 及び(2) 以外の工種 工事費の100分の45に相当する額	17 田園空間博物 館整備事業	事業費の100分の10に相当する額	(1) 農業集落道の整備及び農業集落排水施設の整備 工事費の100分の30に相当する額及び <u>事務費の100分の25に相当する額の合算額</u> (2) 農村公園、集落水辺環境施設、集落緑化施設、集落農園及び景観保全施設の整備 工事費の100分の35に相当する額及び <u>事務費の100分の25に相当する額の合算額</u> (3) (1) 及び(2) 以外の工種 工事費の100分の45に相当する額及び <u>事務費の100分の25に相当する額の合算額</u>
18 特定農業用管 水路等特別対 策事業	工事費の100分の10に相当する額				
19 耕地災害復旧 事業	工事費から当該事業に係る国庫補助金の額を控除した額の2分の1に相当する額		18 耕地災害復旧 事業	事業費から当該事業に係る国庫補助金の額を控除した額の2分の1に相当する額	
備考 1～3 略 4 「工事費」とは、事業名欄に掲げる事業に要する経費のうち純工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費その他事務費を除く全ての経費をいう。			備考 1～3 略		

<p>条 例 名 等</p>	<p>土木その他の建設事業の施行に伴う市町村負担金について改正する議決の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p><b>1 提出理由</b></p> <p>平成22年度より、国が直轄事業負担金の業務取扱費（退職手当、営繕宿舍費等を含む事務費）について地方負担を全廃し、併せて国庫補助事業の事務費に対する国庫補助も全廃することにかんがみ、県営事業負担金に係る事務費部分について、市町村に負担を求めないこととするため、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p><b>2 概 要</b></p> <p>現在事業費に事業ごとに定めた負担率を乗じて得た額を市町村負担金としているが、事業費から事務費を控除した工事費に負担率を乗じて得た額を市町村負担金とする。</p> <p style="text-align: center;"> <math display="block">\frac{\text{事業費}}{\text{事業費}} \times \text{負担率} = \text{市町村負担額} \qquad \text{※事業費} = \text{工事費} + \text{事務費}</math> <math display="block">\downarrow</math> <math display="block">\frac{\text{工事費}}{\text{事業費}} \times \text{負担率} = \text{市町村負担額}</math> </p> <p><b>3 適用時期</b></p> <p>平成22年度分の市町村負担金から適用する。</p>

土木その他の建設事業の施行に伴う市町村負担金について改正する議決の一部改正案

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
事業名	市町村の負担額	備考	事業名	市町村の負担額	備考
道路（県道）事業 特殊改良1種 特殊改良4種	<u>工事費の0.75/10の額</u> <u>工事費の1/10の額</u>		道路（県道）事業 特殊改良1種 特殊改良4種	<u>事業費の0.75/10の額</u> <u>事業費の1/10の額</u>	
県単独道路改良事業	<u>工事費の1.5/10の額</u>		県単独道路改良事業	<u>事業費の1.5/10の額</u>	
県単独舗装新設事業	<u>工事費の1.5/10の額</u>		県単独舗装新設事業	<u>事業費の1.5/10の額</u>	
交通安全環境整備事業	<u>工事費の1.5/10の額</u>		交通安全環境整備事業	<u>事業費の1.5/10の額</u>	
市町村道代行事業	<u>工事費の0.5/10の額</u>		市町村道代行事業	<u>事業費の0.5/10の額</u>	
電線共同溝整備事業（道路事業であって、平成15年度以降に電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により電線共同溝を整備すべき道路として指定された道路に係るものに限る。）	<u>工事費の0.75/10の額</u>		電線共同溝整備事業（道路事業であって、平成15年度以降に電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により電線共同溝を整備すべき道路として指定された道路に係るものに限る。）	<u>事業費の0.75/10の額</u>	
地方特定道路整備事業（道路事業であって、負担金を徴収することが適当でないものとして知事が別に定めるもの以外のものに限る。）	<u>工事費の0.75/10の額</u>		地方特定道路整備事業（道路事業であって、負担金を徴収することが適当でないものとして知事が別に定めるもの以外のものに限る。）	<u>事業費の0.75/10の額</u>	
土地区画整理事業	<u>工事費のうち、 国庫補助の対象となる経費については、当該経費の0.8/10の額 その他の経費については、当該経費の1/2の額</u>		土地区画整理事業	<u>事業費のうち、 国庫補助の対象となる経費については、当該経費の0.8/10の額 その他の経費については、当該経費の1/2の額</u>	
街路事業 道路改良事業 改良1種 改良2種 舗装新設事業 舗装1種 舗装2種 鉄道高架事業	<u>工事費の0.67/10の額</u> <u>工事費の1/10の額</u> <u>工事費の0.67/10の額</u> <u>工事費の1/6の額</u> <u>工事費の0.67/10の額</u>		街路事業 道路改良事業 改良1種 改良2種 舗装新設事業 舗装1種 舗装2種 鉄道高架事業	<u>事業費の0.67/10の額</u> <u>事業費の1/10の額</u> <u>事業費の0.67/10の額</u> <u>事業費の1/6の額</u> <u>事業費の0.67/10の額</u>	
県単独街路改良事業	<u>工事費の1.5/10の額</u>		県単独街路改良事業	<u>事業費の1.5/10の額</u>	
流域下水道事業			流域下水道事業		



天神川流域下水道	工事費の額から下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第24条の2第1項第2号に規定する国の補助金の額を控除した額の1/2の額	天神川流域下水道	事業費の額から下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第24条の2第1項第2号に規定する国の補助金の額を控除した額の1/2の額
港湾修築事業 重要港湾 地方港湾 局部改良 緑地等施設 災害関連	工事費の0.75/10の額 工事費の0.75/10の額 工事費の0.75/10の額 工事費の0.75/10の額 工事費の0.75/10の額	港湾修築事業 重要港湾 地方港湾 局部改良 緑地等施設 災害関連	事業費の0.75/10の額 事業費の0.75/10の額 事業費の0.75/10の額 事業費の0.75/10の額 事業費の0.75/10の額
海岸保全事業 局部改良 補修 環境整備	工事費の0.5/10の額 工事費の0.5/10の額 工事費の0.5/10の額	海岸保全事業 局部改良 補修 環境整備	事業費の0.5/10の額 事業費の0.5/10の額 事業費の0.5/10の額
急傾斜地崩壊対策事業 公共施設関連事業又は避難路等関連事業  その他の事業	工事費の1/10の額 ただし、大規模斜面関連事業、緊急改築関連事業及び家屋半壊以上の被害があった箇所における災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業関連事業については、工事費の0.5/10の額とする。 工事費の2/10の額 ただし、大規模斜面関連事業、緊急改築関連事業及び家屋半壊以上の被害があった箇所における災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業関連事業については、工事費の1/10の額とする。	急傾斜地崩壊対策事業 公共施設関連事業又は避難路等関連事業  その他の事業	事業費の1/10の額 ただし、大規模斜面関連事業、緊急改築関連事業及び家屋半壊以上の被害があった箇所における災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業関連事業については、事業費の0.5/10の額とする。 事業費の2/10の額 ただし、大規模斜面関連事業、緊急改築関連事業及び家屋半壊以上の被害があった箇所における災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業関連事業については、事業費の1/10の額とする。
災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業 公共施設関連事業又は避難路等関連事業  その他の事業	工事費の1/10の額 ただし、家屋半壊以上の被害があった箇所における事業及び大規模斜面関連事業については、工事費の0.5/10(家屋半壊以上の被害があった箇所における大規模斜面関連事業については、工事費の0.25/10)の額とする。 工事費の2/10の額 ただし、家屋半壊以上の被害があった箇所における事業及び大規模斜面関連事業については、工事費の1/10(家屋半壊以上の被害があった箇所における大規模斜面関連事業については、工事費の0.5/10)の額とする。	災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業 公共施設関連事業又は避難路等関連事業  その他の事業	事業費の1/10の額 ただし、家屋半壊以上の被害があった箇所における事業及び大規模斜面関連事業については、事業費の0.5/10(家屋半壊以上の被害があった箇所における大規模斜面関連事業については、事業費の0.25/10)の額とする。 事業費の2/10の額 ただし、家屋半壊以上の被害があった箇所における事業及び大規模斜面関連事業については、事業費の1/10(家屋半壊以上の被害があった箇所における大規模斜面関連事業については、事業費の0.5/10)の額とする。
水産基盤整備事業(漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第3条に規定する漁港施設の整備に係るものに限る。) 地域水産物供給基盤整備 広域水産物供給基盤整備  漁港水域環境保全対策 災害関連	工事費の0.75/10の額 工事費の0.75/10の額 ただし、特定第三種漁港における外郭施設及び水域施設に係るものについては工事費の0.3/10の額、第三種漁港における外郭施設及び水域施設に係るものについては工事費の0.37/10の額とする。 工事費の0.75/10の額 工事費の0.75/10の額	水産基盤整備事業(漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第3条に規定する漁港施設の整備に係るものに限る。) 地域水産物供給基盤整備 広域水産物供給基盤整備  漁港水域環境保全対策 災害関連	事業費の0.75/10の額 事業費の0.75/10の額 ただし、特定第三種漁港における外郭施設及び水域施設に係るものについては事業費の0.3/10の額、第三種漁港における外郭施設及び水域施設に係るものについては事業費の0.37/10の額とする。 事業費の0.75/10の額 事業費の0.75/10の額
港整備交付金(漁港漁場整備法第	工事費の0.75/10の額	港整備交付金(漁港漁場整備法(昭	事業費の0.75/10の額

3条に規定する漁港施設の整備に係るものに限る。)			和25年法律第137号)第3条に規定する漁港施設の整備に係るものに限る。)		
海域開発基幹事業 磯根漁場造成事業	工事費の0.75/10の額		海域開発基幹事業 磯根漁場造成事業	事業費の0.75/10の額	
農林漁業用揮発油税財源身替主要漁港関連道整備事業	工事費の1/15の額		農林漁業用揮発油税財源身替主要漁港関連道整備事業	事業費の1/15の額	
補助干拓事業	工事費の1/3の額		補助干拓事業	事業費の1/3の額	
略			略		
山のみち地域づくり交付金事業 (林道若桜江府線の三朝区間に限る。)	工事費の0.5/10の額の範囲内で知事が別に定める額		山のみち地域づくり交付金事業 (林道若桜江府線の三朝区間に限る。)	事業費の0.5/10の額の範囲内で知事が別に定める額	
農業集落排水事業	工事費の27.5/100の額		農業集落排水事業	工事費の27.5/100の額及び事務費の25/100の額の合算額	
米子空港滑走路2,500m化関連事業(アクセス通路の整備に要する経費のうち、待合施設、トイレの整備に限る。)	米子市は工事費の1/10の額 境港市は工事費の0.5/10の額		米子空港滑走路2,500m化関連事業(アクセス通路の整備に要する経費のうち、待合施設、トイレの整備に限る。)	米子市は事業費の1/10の額 境港市は事業費の0.5/10の額	
備考 本議決において「工事費」とは、事業名欄に掲げる事業に要する経費のうち、本工事費、附带工事費、測量及び試験費、用地費、補償費その他事務費を除く全ての経費をいう。					